

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 援助金
に関する覚書（昭和42年度）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43554

大蔵省との協蔵

42年度沖縄援助費の処理方針

昭和41年11月15日

大 蔵 省

10月18日に開催された日米協議委員会において、米国は日本に対し、42年度沖縄援助費約103億円を要請した。

(1) この額は従来の援助枠に比し飛躍的に増加したものであり(40年度28億円、41年度58億円)、又一方ブライス法による米国の援助限度(現行43億円。現在90億円に引上げる改正案を議会提案中であるが、成立は危ぶまれている。)を大巾に上廻るものである。

(2) 従来米国は日本の沖縄援助について、沖縄はあくまで米国が施政権者としてコントロールするものであり、日本は外部からこれに援助供与するにすぎないものとして、

(イ) 米国援助額を上廻る額は許さない。

(ロ) 援助項目は米国が許容し、要請するものに限る。

との方針を堅持して来た。

今回は、ヴェトナム戦費増大等の財政事情から沖縄に対する財政負担を軽減する必要に迫られ、これを日本に肩代りせしめる方策をとつて、日本に対し多額の沖縄援助費を要請したものと考えられるが、日本の沖縄援助が部外者のそれであるという

基本方針に変更はなく、援助要請の方式は従来通り米国が個別の案件を指定し、それぞれについて援助金額を定めている。

(3) 要請額は沖縄の全財政規模の約30%にもあたるものでありながら、沖縄の行財政の全貌を把握しえないため、それが沖縄民生の安定向上にどれだけ貢献するかを測定しがたいが、少くとも米国の財政負担を肩代りする範囲においては沖縄住民に何等プラスを与えるものではないし、又個別案件について検討するに投資効果の甚だ疑わしいものが相当数含まれている。

2. 米国の援助要請の内容について、

(1) その大巾なる増額については、従来、日本が米国に対し援助増額を懇請し続けて来た経緯や、沖縄住民の感情を考慮すれば、これを切り込むべきではないし、むしろ米国を上廻る日本援助が実現することは沖縄についての日本の発言力を増加させ施政権返還を推進する絶好のチャンスであり、

(2) 援助要請の方式、内容についても、従来の経緯に鑑み、今回俄にこれを改善することは不可能であるとして、

米国要請額に即して援助枠を定めることが適当であるとの意見もある。

3. しかしながら、米国からアトランダムに要請された個別案件につきそのまま援助を供与することは、必ずしも沖縄住民の民生

安定向上に効率的であるとは云えず、又決して施政権返還に連なる途でもない。

日本援助が米国援助を大巾に上廻り、沖縄全財政の30%を負担しようとするのであるから、日本としてはこの際その内容につき主体性を獲得し、それが真に沖縄民生に寄与し、施政権返還促進に貢献するものとなるよう努力すべきであつて、又この際こそ米国に対しこれを主張する絶好の機会である。

4. 日本援助のあるべき姿としては、日本の潜在主権者たる地位に鑑み沖縄を府県として遇することはできないとしても、これを日本の特殊な地方として取扱うこととし、国土保全、住民の国民としての社会保障、教育等については府県並みの国庫負担分を援助し、これにより得られる琉球政府の財政負担軽減分をもつて、琉球政府が自己の責任において一般行政の水準向上を図ることを原則とするのが適当であると考え。そして、もとより沖縄財政の現状に鑑みれば、上記の国庫負担相当分の援助のほか、一般分についてもある程度の援助が必要であるが、少なくともそれらの援助にかかるものや、国庫負担相当分の見返り財源をもつてする琉球政府の施策については、日本が直接琉球政府を指導する態勢を整うべきであり、これを米国に対し主張して、その範囲においては事実上日本が施政権を回復することも可能かと考えられる。

5. 上記の観点に立ち、来年度の沖縄援助については 次の方針を

以て対処することとしたい。

即ち米国要請に対しては、その総枠についての議論の前にまず内容について上記方針を明らかにした上で、将来米国援助額も固まり来年度の沖縄財政の全貌が明らかとなつた段階で日本が主体性をもつてその内容を決定するのなければ、そのまま要請には応じがたいことを打ち出すべきである。

【参考】

沖縄援助費比較表

単位 百万円

	41年度当初		今回米提案額() 内は総理府要求		(B) — (A)
	米提案	決定(A)	41年度修正	42年度(B)	
一般援助	5,709	5,801	—	(9,839) 9,291	(4,038) 3,490
災害援助			(540)	(1,055) 1,055	(1,055) 1,055
恒久住宅			360	540	900 540
農林中金資金			180	180	360 180
公共施設				245	245
中小企業向資金				90	90
合計	5,709	5,801	(540) 540	(10,894) 10,346	(5,093) 4,545

対沖縄日米援助費の推移

単位 百万円

	昭37 1963	昭38 1964	昭39 1965	昭40 1966	昭41 1967
日本政府援助(交換援助)	1,013	1,831	1,875	2,866	5,801
米国政府援助(ブライズ法) [千ドル]	2,501 [6,946]	2,829 [7,859]	4,317 [11,993]	4,320 [12,000]	(注)(6,232) [17,310]
琉球政府一般会計予算	15,998	17,926	20,106	23,719	(31,780)

(注) ブライズ法改正案が成立しない場合には、米国援助は4,320百万円以下に削減され、琉球政府の予算規模もその分縮小することとなる。

秘
無期限

北米局長
参事官
北米課長

沖縄援助問題に関する大蔵省
への対応コメント

(41.11.14.)
半北

1. 沖縄問題については、平和条約締結の基礎として、その後、昨年1月の佐藤・ジョージン会談に基

き、両国首脳間の談話により確認された基本
的合意が存在する。その骨子は (1) 沖縄が

租界の安全のために果敢に複製を日本側が
認識し、租界における自由世界の安全保障上

(2) 日本側が、その早い機会に施政権が返還されることによる
利益が、その早い機会に、半北に述べ

の利益が、その早い機会に、施政権の返還
を許可するべきである。(3) 以上1.の項、住民の
福祉向上と、本土との一体化とのため、対沖縄援
助を念及、日本が協力していく、という点。

2. 日本政府の対沖縄援助その他、諸種の沖縄施策
も、この基本的合意の枠の中で、施政権返還とは

別個に住民の福祉向上のための日本協力という観点
から実施されている。日本政府からの援助に関する

合意の方式を取極め、協賛技術両委員会を設置と
決定した。昭和39年4月25日付日米間の交換公文。

かかる沖縄問題に関する基本的な了解の大枠を前提
とするものである。

沖縄に対する援助の増額が、沖縄に対する
わが国の発言権を拡大し、たゞは施政権返還を

促進する効果のあることは、案々として、そのほか、
わが方としての心構えに留まることである。

3. 財政という広汎な行政諸分野に根本的かつ
一貫した領域において日本政府の援助実施に努

「日本の直接琉球政府を指導する態勢を整へる」
あり、その範囲においては事実上日本の施政権を回復
する。これと一つの目標とを以ては、上記4月25日
付日米間の交換公文の了解はあつた。上記日米間の
基本的合意の大枠とも越えるものであり、日米間の
施政権の態様の変更と、極東の安全保障上の
要請との調整につき、新たな基本的合意を必要とする
こととなる。そのためには、従来の対米折衝の経
緯をとりまわし、沖縄における軍事施設の有効な運
営を中心として、沖縄施政権のあり方全般につき
わが方が、明確に米側としても基本的に受諾不能
な事項を洗い出すべきである。そのためには、
判断される。

4. 日本側援助が、大いに増額された。この際
の内容につき主体性を獲得し、それが真に
沖縄民に寄与し、施政権返還促進に寄与す
べきものであるべきである。という方針が、
案の
上記の日米間の基本方針を越えて、施政権返
還の一部なりを實現すべきであるとの趣旨で
上記の趣旨は、沖縄問題全般の観点から
あつた。これは、換言に取扱べき問題である。
しかしながら、この方針の趣旨が、日米間の合
日本側援助の拡大 決定に必要
な材料で、さらに日米間の連絡や緊密に（日
本側援助がさらに有効に住民の福祉向上に
に）
とくに
寄与する努力すべきであるべきである。と
十分検討の余地があるべきである。

政に 協定委員会設置に因り 39年4月25
日の交換公文に基づき、日本政府援助の検討の

前提とし、(1) 沖縄の経済開発及び社会福祉の進展を毎年検討し、(2) 沖縄の短期

長期の必要と検討すること定めて、米側からは ~~毎年~~ 長期経済計画が提出され、日

本側 ~~等~~ ~~も~~ 求められていた状況である。
(注: これについて、十分に考慮する)

内容を見れば

5. さらに今回の米側提案の ~~案~~ 41年度援助予算に比しての増額分は、従来より日本政府

の行った援助項目のうち特に国内的自然増進(学的向上(生涯保護等、取組等

論平等) 等) には、従来日本政府援助の文示として計画であったもの(先島予

比向、奄美、先島内電設施設等) 等を主な内容として、今回特に米側の

財政事情から、日本に肩代りをお願いする様子を、米側も十分に考慮する。なお、日

本側としては、沖縄におけるインフレ傾向等にかんがみ増額を減らす米側に対し

増額をあくまで要求する琉球政府の立場を陰に陽に支持してきたという経緯もあり、

米側に對し、増額の代償を求めるとい
う場にはない。現に、● 11月15日

夕刊に報道された大蔵大臣の談話に關
連し、在京米大使館「ザーレン」参事官は、

~~日本~~ 日本政府の要請に応じた結果として、
米側が非難され、或いは代償を求められ

るといふ、極めて意外であると述べ、かかる
ことがある場合には、今後の協力に關する
日米間の

米国の態度にも影響を及ぼすことがあるべき
旨を述べている。今日一方では、教育权

分離、反還構想が打出され、米側が、沖縄
問題に關し、極めて神聖視している。

沖繩が、
しかも、旅客券給付、移住計画等、本年5月の
協賛委員会議の合意事項の具体化の

ため、米側と徹底的交渉を進めようとい
ふより、本件大蔵省方針に基く米側との

折衝を開始するに時は時直を待たないとい
ふわけを待たない。

秘
無期限

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	0	1
付	10		
属			

昭和41年11月29日
 発信 10:15 校 10:15

文書課長 (徳文) 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 1546 号 公 信 案 昭 和 41 年 11 月 29 日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 房 長	主 管 北米局長 参事官 北米課長	起案 昭和 41 年 11 月 29 日 起案者 渡辺 電話番号 443
-------------------------------------	----------------------------	---

横田可務記
森山

受信者 在米 武内大佐	発信者 推名大佐
----------------	-------------

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名
昭和42会計年度日本政府対沖縄援助計画について

米北才1546号

昭和41年11月29日

在米大使殿

外務大臣

昭和42会計年度日本政府対沖縄援助計画について

昭和42会計年度における日本政府の対沖縄援助については、11月15日の福田大蔵大臣の発言を契機にや、複雑な様相を呈するに至り、これが今般、現在提出された米側提案を再度油目におかれ、(新年度内には、70%非正式に日米間で)検討調整の上、来年度予算編成前に日米間で最終的合意を行的に合意されたこと、沖縄の経済を取りよめ、豊饒な状態に通報す。

添付物	
1.	大蔵省の42年度沖縄援助の処理方針について (その1)
2.	" " (その2)
3.	" " (その3)
	(含) 閣僚懇話会の合意、外務省プリント-印刷版
4.	権力・ワーキング会議録 (米側トランプ・ノ・ハ・ン 合意)

秘
無期限

北米局長 〇
参事官 〇
北米課長 〇
(印)

大蔵省の42年度沖縄援助の処理方針
について (その1)

(41. 11. 17)
北米課

1 11月15日午前 大蔵省主計局の岩尾次長は北米局長を来訪し 42年度日本政府の沖縄援助に際する米側提案は 103億円の多額にのぼり、これは琉球政府財政の3分の1を占めることになるところ、日本としては単純に米口の肩替りをするに必要では無く、この際沖縄財政に関する主体性を確立し、沖縄の施政についても発言権を確保する事を進めるべきであるとの趣旨を述べた。これに対し北米局長からは沖縄援助の増額はたゞ日本側が希望し、この大蔵省の認識に誤りがあるのではないかとの指摘があった。(岩尾次長は同様の事を) 申し述べた。

2 しかるに同日夕刊は福田大蔵大臣の記者会見の際の談話として上記の「大蔵省方針」を報道した。よって北米局長より、岩尾次長に連絡のうえ、北米課長より在京米使館^大ガハーレン参事官に対し大蔵大臣談話の真意は来年度援助額は極めて大増であるので、これについては大蔵省としても慎重に検討する必要があるという趣旨にとどまるのである旨電話連絡を行った。これに対しガハーレンは大蔵大臣のその発言を完全に否定されたということではなからず、本件は時に米紙において大きく報道されるべく、米政府としては極めて心外な事態になり、また、かかることでは~~米~~政府援助問題に関する日米協力の態度についても変更せざるを得なくなるかもしれないとの趣旨を述べた。(ガハーレンは同趣旨を本野総理秘書官および特使局長にも連絡した模様。)

よって北米課長より米側のフリーリングは理解しうることであるとの外務省としてもとりよ~~る~~^ること検討していること善後策に)と述べた。3 本件については11月6日朝外務大臣以下外務省幹部と総理との会見でもとりあげられたところ、総理は予算の査定は大蔵大臣の権限内の事項であり、援助の内容については自分としても検討してみたいが、それと施政権その他の問題をからませることは大蔵大臣としての所管を越えたことであるとの意向であり、たよしてある。しかるにガハーレンより正干は北米課長に申し同日午後ジャンソン大使の外務大臣への表敬訪問が予定されているところ、この際大使が本件をとりあげた場合には済まざるべきであるとの意向を~~述べ~~^{述べ}た。これに対し~~米~~^{北米}総理も大蔵大臣の発言が政府と北米課長との方針ではないことを述べたが、また、18日総理をまじりの関係閣僚の会議において本件についての処理がかりと

あけられ、その後日本政府としての方針が発表される手筈になって
 いるが、本件はむしろ大使レベルで関心を示されること望ま
 しいと考へる旨答えておいた。
 4 16日午後 当ンソン大使は、外務大臣を表敬訪問した。其
 の際大使は、15日の大蔵大臣の沖縄援助に関する発言につき、
 大蔵大臣はわれわれの行なってきた~~案~~につき何か誤解を
 (折衝の経緯)
 しておられるようであると発言した。これに対し外務大臣は沖
 縄問題につき、総理府から大蔵省に協議したかったこと、大
 蔵省の役人が憤慨し、そのお礼大臣に訴えて大臣がそのお
 ま話したというところのようであり、要するに内輪のケンカであ
 ると述べ、更に一両日中に迷惑の少ない方法で調整すると
 答えた。大使はこれに謝意を表明するとともに、沖縄問
 題は双方にとりテリトリー争いであるので、人々を混乱させるこ
 とを避けたいし、また大蔵大臣と公開論争をなさうとする態

も避けたい。この問題について to set record straight
 のための措置をとっていた"ければ"ありがたいと述べた。
 5 更に北米局長は、当ンソン大使に同行来訪したエマソン
 公使と北米局長室で会談し、若干の補足説明を行なった。
 その際エマソンは米側が7月末非公式に68億円を日政
 援助総額として提案したのに対し、日本側の回答が、~~厚い~~
 2億の日本側政府内部の調整が手回取ったためと推測
 し、日本側が100億円の数字が提案された際には、これは
 当然大蔵省の clearance を得たものと了解していた旨
 述べた。北米局長よりは米側がそのように推測したことは、~~当然~~
 理由が
 あると考へるが、~~折衝の~~内題としては、援助額が大きくな
 ることでもあり、沖縄住民の福祉向上のための有効な
 援助の活用という長期的観点から沖縄見直しの中で
 日政援助の役割を十分検討していくこととしたく、かか
 る検討の過程には日本の財政当局も参加しうような仕組み

し、このことが望ましいと考へる旨を述べた。これに対しエフソン
 は沖縄住民の福祉向上のための長期的観点から問題を検討
 して、このことにはほとり異存ないと述べていた。

秘
 無期限

北米局長

参事官

北米課長

大蔵省の42年度沖縄援助の処理方針
 について (その二)

4. 11. 19
 北米課

1. 11月8日の閣議のあと関係閣僚の協議が行なわれた。
 その際大蔵大臣から施政権返還問題と本件とを関連づける
 意図はない、日の丸の場所問題、教育権の返還問題については
 言及したことはない旨の説明があった。外務省からは別添の「対沖縄
 援助処理方針について」という paper を提出した。関係各省からも
 それぞれの意見を述べた paper が出され、種々の議論が行なわれたが、
 結局官房長官の裁断により別添の事項を内閣レベルでの合意事項
 とすることに決定された。ただし、その際北米局長より合意事項の2のハ
 については米側との協議を要する事項であり、米側の反応を知らぬ限りは
 断るとも云えない。また、米側の反応を知らぬ限り、本件に合意事項
 の一部として発表
 することはない旨を述べた。

下
 南
 米
 課
 長

又、11月21日北米局長は、エコノム公使を来訪を
求め、11月18日の閣僚レベルにおける合意事
項を説明し、合意事項又、ハ、に於ては、並列
に協定委員会を創設して総額1000億の日本側
の同意を表明するが、個々の項目については、
大蔵省に若干の異議があり、しかし、大蔵省に
米政援助、琉球自己資金に基く財政計画と
関係合意を已に検討したという考えがある。
この結果、最終的合意の達成は、3月
及び4月頃となる可能性もある。ただし、この
間、大蔵省の同意は必ずしも明らかでない。
さらに、政府内部にギャップが見られ、差があり
米側として反応があれは承認した。と述べて
これに対し、エコノム公使は、相当不満の様子
が伺われる

この種の先制行動があったが、とにかく、本件をワシ
ントンへ報告して、米側として反応を示す旨を
報告した。(秘村、P-4スロージ同様)

秘
無期限

北米局長

参事官

北米課長

対沖縄援助処理方針について

昭和41.11.18

外務省

1 日本政府の対沖縄援助の目的は、沖縄の経済的社会的水準を向上し、本土との格差を解消して、沖縄住民の福祉

を増進するにあり、援助の供与は施政権返還内要とは直接の関係はない。ただし施政権返還が実現するまでの

間において、沖縄住民に対する本土政府としての責任を果すことが、その基本的理念である。

2 昭和42年度の日本政府の対沖縄援助については、早急に日本政府としての態度を確定し、協議委員会を

通じて米側との間に合意することとする。

3 日本政府からの援助が100億円を越し、琉球政府財政の重要な部分を占めようとしている現状にもかかわらず、

GA-6

外務省

日本政府からの援助が、その目的である本土との格差の是正と沖縄住民の福祉の増進のため真に有効に活用され

るようになるためには、日本政府としても沖縄の経済的社会的発展の状況と琉球政府の財政計画全体を

把握し、それとの関連において日本政府の援助計画を検討することが、ますます必要となっている。

(たがご)

昭和43年度以降の対沖縄援助計画の立案および実施については、昭和39年4月9日付交換公文

に定められている協議委員会の機能を十分に活用する等により、日本政府援助の効率的な利用を確保

することに努めるものとする。

(註) 協賛技術両委員会設置に関する昭和39年4月25日付交換公文の関係部分は

次のとおり。

GA-6

外務省

秘
無期限

北米局長
参事官
北米課長

南方班

大蔵省の沙龍援助処理方針について(巻3)

昭和41.11.28

米北

1. 11月28日北米局長は、小野特選局長および岩尾参事局長の来訪を求め、11月26日米側より要領のトキジ、ペーパー等を交り、外務大臣と湯ソン大使との会談の様相を説明した。

(北米課長同席) 知後、訂談の結果、日本政府は、援助提案中の項目の reexamination を希望する旨米側に申し述べ、具体的な取組については、12月中旬まで、大蔵省と総務省との間で、米側に提示する対象をとり、その後 USCAR 係官の来訪を求め、或いはその係官を沙龍へ派遣するにしよう。米側

ワシントン
大連大使館
字会記録
訂談

との調整を行ない、予算編成の終了前に協談委員会を開いて最終的に合意する

(12月末または1月中旬)にわたる。米側は、以階の取組については、琉球政府の財政全般との関連が、おの国援助の効率化を期する方法を考えてはどうか、その具体的な方法については、例えば、事前の非公式協談は大蔵省係官の参加を求めると考えられ、必要ならば、現行の年続を米側と協談し、改訂するに必要とするとの感触は、援助案策定の時期にわたる。琉球政府の予算作成の時期は、秋に行なう。秋に行なう。秋に行なう。秋に行なう。

得るに、感触の上に見受けられた。

2. 以上の協談の結果に基づいて、北米局長は、

同11月28日午後、ザンセン参事官を来訪
を求め、本が方としては、年末乃至は1月

の協賛委員会関係は自念に、援助提案の
項目別 reexamination を希望する旨を述べ

られた。大蔵省と総務府との調整が
終了次第、本側との非公式協賛を行いたい

旨を申し入れたところ、先方は、これを了承
した。

昭和42年度沖縄援助費大蔵省内示

に対する基本的見解

総理府特別地域連絡局 41.12.16

昭和42年度沖縄援助費に関する大蔵省内示に対しては、別途復活要求を行なう予定であるが、内示にあらわれた大蔵省の考え方に対し、当局としては基本的に次のように考える。

1. 沖縄援助費決定の過程において日本政府が主体性をもって発言すべきであるとの大蔵省の主張については、その趣旨において了解できるものであるが、本年度の援助費決定の手続は従来の外交的取極めにより進められて来ており本年度からこの手続を改めることは外交上なかなか困難を伴うものがあると思われる。従って本年度は従来のルールに則り決定を行なうこととし明年度からこの手続の変更を行なうべきものと考え。

大蔵省内示では米提案のかなりの項目につき全然これを認めないか、または減額を行なっているが、米提案が上記の趣旨により行なわれた経緯にかんがみると米提案項目については真にやむを得ない理由あるものを除き、提案項目を基礎とした要求事業を優先して計上するよう再検討を期待する。

2. 内示では予算計上を42.43両年度に分割し公共事業等につ

いては42.43両年度にそれぞれ半額ずつ計上し、生活保護費、精神衛生対策等については43年4月～6月分を43年度予算に計上しているが、従来通り42年度に全額計上することとされたい。

(理由) (1) 日琉両政府会計年度の相違から生ずる諸問題の解決については、去る第9回日米協議委員会において日本側から提案を行ない、日米琉技術委員会において検討されることとなつているのでその検討結果をまつて措置することとしたい。
(2) 公共事業等について二年度に跨り半額ずつ計上した理由としては、これらの事業について過去の実績により半額計上したものであると推察される。

この点につき従来日本政府は琉球政府に対し援助費の年度内執行を強く要請し、琉球政府もこれに応じて年々執行促進に努力した結果繰越率は逐年減少をみつつある。特に昭和41年度の援助費の執行については事業執行促進上の問題点及び対策について日米琉技術委員会の場を通じ日米琉三者に於て、数次に亘る協議を行ない、執行促進のための措置を実施することとした結果、年度内の執行率も88%に達する予定であり、今後年度内の執行完了が可能となる見込みである。

42年度において半額のみしか計上を認めないことは上記

の執行促進にブレーキをかけることとなる。

(3) 援助事業はすみやかに執行を行ない、事業実施の成果を住民に享受せしめることが必要であり、予算計上を分割し、事業の実施を遅らせることは住民の福祉向上の趣旨に反する。

(4) 内示のごとく42、43両年度に分割計上するものの総額をもつて昭和42年度の沖縄援助費として合意することについては日米協議委員会の設置に関する交換公文の取決めよりして可能であるか否か、国庫債務負担行為とするのか、また国庫債務負担行為とすべき性格のものであるか等について問題があるように思われる。

3. 一部の事業につき12ヶ月分を上廻る予算計上を行なっているかこれについては次のような問題点がある。

(1) 教科書無償給与について内示では小学生分の昭和43年度分を計上している。小学生分について本土同様翌年度分を前年度において購入することを可能ならしめる趣旨と解されるが本土並みならば、昭和43年度前期分のみを計上でよく、昭和43年度分全部を計上した理由は明らかでない。また小学校分の昭和43年度分は米提案にも含まれていないため他の一般事業を犠牲にして103億円の枠内で充当することは問題である。

(2) 技術援助、医師派遣、結核患者等の本土収容（特に治療費）、高層気象観測、国費沖縄留学生招致等のごとく日本政府において支出が行なわれるものについても、昭和43年4月～6月分を昭和43年度分に計上し、103億円の内容としている。しかし、これらの経費について琉球政府の会計年度に合わせて43年4月～6月までの分を昭和42年度沖縄援助費として計上しなければならない理由はない。

4. 内示では一般事務費要求中に含まれる項目（財政援助指導連絡、沖縄青少年浜松会館、遺族援護費）が計上されているが、従来これらの経費は一般事務費予算として計上の実績をもつものまたは交渉援助費とする必要のないものであるので、これを米側との合意を必要とする交渉援助費とする必要はない。

5. 人工衛星電波追跡所施設設備は日本政府の用途のためその発意により設置されるものであるのでその設置は沖縄援助費によることなく、一般予算に計上して措置すべき性質のものと考えらる。

6. 南方同胞援護会を通ずる援助は民間福祉団体の社会福祉事業、戦没者の遺族の援護、慈善事業等で沖縄傷痍軍人会、沖縄遺族連合会等の民間事業等を中心に実施され、その政策的効果は極めて大きいものがあると考えらる。

従つて政府間援助の増額の故をもつて南援の性格、今後の運営方針等を検討することなく事業を大巾に縮小することは妥当ではない。

7. 主なる問題点となる事業

- (1) 安謝港調査費
- (2) 児童福祉対策、生活保護費及び老令福祉年金
- (3) 医療保険及び公務員退職年金
- (4) 琉大医学部設置等
- (5) 移住振興
- (6) 私立学校援助
- (7) 学童集団検診
- (8) UHF回線建設
- (9) 裁判所庁舎建設
- (10) 南方同胞援護会施設

参考

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文(抄)

2. 日本国については、首席代表としての外務大臣及び総理府総務長官により、並びにアメリカ合衆国については、日本国駐在合衆国大使により構成される協議委員会を設置する。協議委員会は、……… 両政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づき随時会合する。両政府の前記の政策の調整は、次のとおりとする。

(C) 日本国政府が日本国の次会計年度において供与する援助の計画に関し、予算で認められた資金が利用できることを条件として、及び1(b)の規定に従い、並びに合衆国政府が供与している援助に妥当な考慮を払つて、合意すること。

秘

沖縄糖業振興の助成策について

(41/2/20 外務大臣, 大蔵大臣,
農林大臣, 総務長官了解事項)

1. 41/42年度沖縄産糖については、諸般の事情にかんがみ、政府として臨時に糖業振興助成策を講ずるものとする。
2. 前記助成策に要する経費は約3億円とし、これを昭和42年度日本政府の対沖縄援助費に関する日本側対案の中に計上し米側と協議するものとする。
3. 上記1及び2については、去る1/1月/8日に行われた沖縄援助の処理方針に関する関係閣僚の打合せ会における了解事項の2のハの趣旨にもとづき措置するものとする。
4. 昭和42年度の日本政府の対沖縄援助費については、上記3の了解事項の趣旨にもとづきすみやかに、日米間の合意を行なうものとする。

注 発表要注意

秘

新聞発表

1. 41/42年度沖縄産糖については、諸般の事情にかんがみ、政府として臨時に糖業振興助成策を講ずるものとする。
2. 上記の施策に要する経費は約3億円とし、今後検討措置することとしたい。

秘
無期限

沖繩に對する来年度援助予算の処理に關し

昭和41.12.19

米北

1. 沖繩関係事件に對する影響

沖繩に關しては、現在、日本復帰の現地発給、日本政府の権限の下に於ける沖繩の行政の実施、沖繩船舶種の改訂、兼、困難な交渉を半側と進められ、今後各種の交渉事件が予想される。

103に、半側は教育权の返還構想等より、最近、とくに神聖化と對しては、見受けられる。その上、とくに、非公式協議に相當の

リスクを伴った援助計画に關して、抜本的改訂を要求し、紛糾を招くことは半側の積極性を強め、他の案件の解決にも悪影響を及ぼすおそれがある。

2. 援助費の一部の次年度繰越しに伴う問題

援助費の一部の次年度繰越しは、実質的に、援助費の減額に等しく、とくに半側に對して

103億円を総額に關しては同意する旨の旨信之
である關係上、米側に對する背信行為となる。

また、昭和39年4月9日米交換公文中に、協議
「日本国の次会計年度において供与する援助の
日本国政府が

計画に關し、……合意する」と規定されて
いることは違反となり、米側としては、当然、43年度

分の
援助に關しては協議し得ないとの態度をとる
ものと予想される。

3. 日琉財政年度の相違と援助執行の促進
に關する日米間の協議の関連

日琉財政年度の相違から生れる各種の問題
に關しては、すでに協議、技術両委員会でも

取り上げられ、日米間で協議されている問題
であり、これを ~~大減額を要する~~、一方的に解決
に關し。

年更替の任務として

方法を押し付けるとは不適当である。(援助執行の促進についても、技術委員会を中心として)

検討中であり、或る程度の結果も挙げている状況である。(ただし、~~米側~~日本側から、援助執行の遅れも当然視し、固定化する如き提案も行うことは不適当である)

4. 非公式協議の意義

今回の日米琉球関係当局間の事務レベルにおける非公式協議は、種々の問題を生じたが、米側が、事前にかかる協議を行なうことに定めた意義は評価すべきである。今後所謂「援助供与に關する主体性」を確立する

方法としても、結局は、かかる非公式協議によらざるを得ないと思われることは、米側も既に以上より結論として

本年の経験に徴し、非公式協議は有益無害であると主張する定むべきではない。

5. 援助の大幅増額との関連

今回米側より援助の大幅増額を提案された原因は、第一に琉球政府の突き上げであり、第二に日本政府要人の発言に対する配慮であると見られ、米側援助の「肩代り」を築いたこととは判断されない。むしろ、非公式協議の過程において、米側は、日本政府を利用して琉球政府の要求を抑えようとしたことも看取される。したがって、大幅増額の場合に、先づ代償として、「主体性の確立」を図らうとしても無理であり、場合によっては、日本政府が琉球政府および沖縄住民との関係で

1949

「要者」に於ける結果に終るべきも考へられり。

6. 結論

以上が本年日本側政府の援助に關する
 は、成可く従事する日米当局者間非公式協議
 の結果を尊重し、米側提案を大中には改訂
 しない旨も、早急に日米間に合意を達成
 するべきが望ましい。

一方、援助の内容等については48年度分以降
 改善を要する点については、関係者間において
 協議の上、適当な方法で米側にも通報し、今
 後非公式協議の場合に備へるべきとす。

日米間

秘
無期限

沖縄糖業振興の助成策について
 (4.1.2.20外務大臣、大藏大臣、農林大臣、
 総務長官了解案)

1. 66、67年度沖縄産糖については、諸般の事情にかんがみ、政府として臨時に糖業振興助成策を講ずるものとする。
2. 前記助成策に要する経費は約3億円とし、これを昭和42年度日本政府の対沖縄援助費に關する日本側対案の中に計上し、米側と協議するものとする。
3. 上記1.及び2については、去る11月18日に行なわれた沖縄の援助の処理方針に關する關係閣僚間の了解事項の2の(ウ)の趣旨に基づき措置するものとする。
4. 昭和42年度の日本政府の対沖縄援助については、上記3の了解事項の趣旨に基づきすみやかに日米間の合意を行なうものとする。

本邦の糖業振興

沖縄糖業振興の助成策についての関係
閣僚了解事項の3点についての説明

I. 日米間で昭和42年度対沖縄振興助成費について
早期合意を行う必要があることについて

(イ) 明自反の対沖縄振興助成費については、米側から10月
16日、日米協議委員会に提案されてから既に2ヶ月
が経過していること。しかもその提案は、米国側とし
ては日米交換公文の手続きにより、全く合法的に
なされたものである。

(ロ) この米提案の原案に対し、大蔵省内示案のように、
その項目及び金額について根本的な査定を加えて
反対提案することになれば、日米間の合意をみるま
に相当の困難と日時を必要とすることは勿論、これ
はひいて、日米間の外交上の不信を招き、沖縄問題
全般の今後に相当深刻な影響を及ぼすことが懸念
されること。

(ハ) 日米協議委員会を中心とする沖縄問題についての
懸案事項の解決促進のためにも沖縄振興助成費の
円滑な合意が前提となること。

II. Iの(ロ)の趣旨により大蔵省内示案の修正案をあげると
次のとおりである。

(イ) 米側提案項目については一応全部これを受け入れる
ものとし、提案金額についても特別の理由あるものを除
き十分考慮を払うこと。

(ロ) 予算計上年度を42, 43両年度に分割することを改め、
原則として全額昭和42年度に計上すること。

(ハ) 内示において12月分を上回る予算計上を行って
いるものについては原則として12月分とする。

例. 義務教育教職員給与費, 教科書無償給与費,
技術振興, 医師派遣, 高層気象観測, 国費沖縄
留学生招致等

(ニ) 内示案によれば、従来沖縄振興助成費以外の一般
予算で計上しているもの、また交換振興助成費とする
必要のないものを沖縄振興助成費に入れて計上している
ものについては、従来通り一般予算に計上すること。
なお、人工衛星電波伝送施設設備については
沖縄振興助成費に含めるべきでなく、一般予算に
計上すること。

(ホ) 南米同胞援護会を招く援助については、将来の
検討を前提として、従来より新規事業についても
十分を考慮を払うこと。

(ハ) 下記の事業については特に十分を考慮を払い準備
向上を行うべきこと。

- 児童福祉対策、生活保護費及び年金福祉基金
- 医療保険及び公務員退職年金
- 琉大保健室新設費等
- 以下田線建設費
- 裁判所庁舎建設費
- 移住振興費
- 安納港調査費

Ⅲ. 昭和43年度以降の対中経援助費の策定にあたり、
予め、大蔵省、外務省及び処理府において
日本政府の基本的原則を決定して、対米持償を
行うこととする。

秘
無期限

北米局長
参事官
北米課長

昭和42年度沖縄援助に関する総理府
特別地域連絡局の大蔵省に対する接衝経緯

(42.1.7
北米課)

1月5日 特連局からの連絡
特連局からの連絡によれば、来年度沖縄援助に関
する大蔵省との接衝は、次の点に重点を置いて進めたい
とのことである。

(1) 15ヶ月予算はのめな。

(2) 大蔵省内示案では、公共事業費の42年度および
43年度支出の比率は5:5になっているが、すでに
実績でも6:4位に執行の促進がみられること
にむかひ、来年度は8:2の比率で2割
だけ43年度繰越したい。

(3) 沖縄関係の行政事務費が103億円のなか
に含まれているところ、これはほかしたい。特に人工衛星
追跡ステーション関係経費をその内枠とする如きは
論外である。

(4) 米民政府及び琉球政府から特に関心を有する項
目については復活をはかりたい。琉球政府にか
つて、これは裁判所の建物及び本島先島間の
UHF回線であり、米民政府についてはいはい、公務
員退職年金及び医療保険の給付金補助等である。
この後者については本年度もう一度詳細な積算
基礎に基づかない積み金として支出するということ
で大蔵省の了解をとりつけた。

(5) 南方同胞援護会を通ずる援助が打ち切りになっ
ているところ、同会の政治的立場も取り直しを復活したい。

2 1月7日 特選局との連絡

特選局から大蔵省に提案した第2次復活要求案

案を転送した。

同案は上記1の考え方の、とったものであり、~~琉球~~

~~琉球政府の計画あり~~、公共事業費については20%の42

年度繰越しを認めているほか、琉球会計年度にの

とり7月から実施を予定されている事業については赤年度中

に9ヵ月分のみを計上し、4ヵ月6月の3ヵ月分は

次会計年度援助にまわすということになっている。

この際 特選局総務課長は、外務省の承認を

必要がある。

改めて依頼した旨述べた。

対沖縄援助に因り 琉球省・大蔵 合意文書
第2次大蔵省

第2項 日本の援助費に因り 合意は「琉球列
島に対する経済援助に因り 協定委員会及び

技術委員会と設置に因り 日米間の交換公文」第
2項の規定に基づき行なわれるものであり、かつ

日本の援助額は 米國援助額の増額を基として
電報にて決定されるべきものであることにかん

が、次回の日米協定委員会において 特に日本
政府援助額は 日米協定委員会において 米側が

に提示される米國援助額に相当する考慮を払い
決定されるべき旨を正式に発言し、米側の

対沖縄援助額の増額と 法改正の改訂を
強く電請するものとする。

なお、この場合における米國援助額の増額
とは、1965会計年度（昭和42年度）における

70億ドルの限度額を以て、1950万
ドルの実現を以て、1969会計年度（即
ち43年度）における米國援助額の計
（1950万ドルを以て）を以
て。

第二次大戦後に対する特恵的長考

かつ、米國が印支に對する全面的施政権の
行使と継続を以て、日本への援助額を

秘
無期限

北米局長
参事官
北米課長

昭和42会計年度対冲縄援助に関する
特連局の大蔵省に対する折衝経緯

(42.2.4
北米課)

2月3日 総理府特連局長及び同総務課長より北米
課長に連絡してきたことによる。1月25日に米京中の

バーンス・米民政府計画局長と北米課長及び特連局総務
課長間でのあつた会談にもかんがみ、その後特連局と

大蔵省で折衝したところ、大蔵省との間にはおおむね次の
線り了解が成立する見込みであり、早急に技術委員会
米側了解が行われ次第

を準備する者といふことである。

記

1. 第11回協議委員会での日本側提案中の「18. 公務員
退職年金」1億4千万円、「19. 医療保険」6千万円

GA-1

外務省

については、米側の強い希望にかんがみ、それぞれ
2億円、9千万円に増額する。

2. ^{とて必要}これに伴い、増額額9千万円の財源振替については
「~~米~~運用部資金」3億5千万円から5千万円削
減の資金

減、米側より反対の強い「追加、農産物等流通対策
(ハイン等冷凍倉庫建設費) 3千5百万円削減
全額

「48. 土地改良事業」5百万円削減で充当する。

2月4日午前

その後特連局総務課長より上記2のうち、公務員退
職年金及び医療保険の増額分9千万円は43会計

年度に支出し、土地改良事業費5百万円の削減は行なわな
こと、したがって対冲縄日本政府援助総額は103億5千

3百万円余と約445百万円の増額となる線り大蔵省と
了解に達した旨連絡があった。

2月6日ザーレン参事官を招致し上記を通報し決定

GA-4

外務省

秘
無期限

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	2
付 属	別紙添付のニと 4の信		

発送日 昭和42年2月7日
 発信 タイプ

文書課長 公 信 案

公 信 番 号 米北 第 155 号 公 信 日 付 昭和42年2月7日

大 臣 官 房 長 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官

主 管 北米局長 参事官 主任 北米課長

起案 昭和42年2月6日 起案者 横田 電話番号 671

受信者 在米武内大使 発信者 三木大臣

写送付先 (希望発送日) 2月6日

件 名 昭和42会計年度対沖縄援助にか
~~米北第126号の附属第2号に關し~~

GA-2 外務省 7 31 回覧番号 292

米北第155号

昭和42年2月7日

在米大使殿

外務大臣

昭和42会計年度対沖縄援助にか

2月7日付往信米北第126号の附属第2号に關し、
 標記の件に關する大藏省との折衝経緯記録別添
 参考紙を送付する。

付属添付

GA-4 外務省

秘
無期限

タイプ指示	免信用	執務用	計
主信	/	/	2
付	904		
属			

発送日 昭和42年7月17日
 発信タイプ 検査

文書課長 公信案

公信番号 米北 第 904 号 公信日付 昭和 42年 7月 15日

大 臣 北米局長
 政務次官 参事官
 事務次官 北米課長
 外務審議官
 総務長

起案 昭和 42年 7月 13日
 起案者 電話番号 671

受信者 下田 大使
 発信者 三本 大臣

写送付先 (希望発送日) 月 日

件名 援助
 沖縄問題に関する大蔵省との協談について

GA-2 15 外務省 83 回覧番号

米保才 904号

昭和42年7月15日

在米大使殿

外務大臣

沖縄援助問題に関する大蔵省当局
 との協談について
 昭和42年11月9日付経信米北第1546号に関する
 本年度対沖縄日本政府援助金の決定に当り
 昨年11月15日、福田大蔵大臣が本件援助の取扱いは
 かつ意見を発表し、兼これと契機に、援助金の決定
 に関する閣内閣外間の合意作成に努力がなされ、
 日経経信の通報、これとあり、
 外務省

GA-4

外務省

本会計年度援助予算の実施及び来会計年度予算
 編成準備の時期等との関係もあり、大蔵省より
 別添1の意見が各省及び総理府に提示された。
 よって、7日、大蔵省岩尾主計司次長を招き、北米局長
 及び総理府特選司長との間で意見の交換を行な
 うと33があったので、2冊の要旨記録写を別添
 2のとおり貴館を為すに送付する。

付属添付

秘
無期限

力

北米局長
参事官
北米課長

沖縄援助問題に因り大蔵
省との協定について。

(42.7.8.)
半比

7日午後、東郷北米局長、山野特選司長、岩尾
主計司次長を招き、沖縄援助問題に因り意見

の交換を行なうこと、電旨次の通り。(特選司
沖野総務課長、及川援助課長、大蔵省会議

主査、半比、渡辺(同席)

1. 対、岩尾次長より、(1) 昨年秋、因り因降内
2. 米側援助増額を前年度12103億円を以

て、^{合意} ~~対~~ 対、岩尾次長より、その際、79億
 法改正のため、その行なう努力が、不足、見込は

どうか (2) 今年 沖縄援助予算作成の段階
で ~~XXXXXXXXXX~~ 示かし 当分の財政事情等
大蔵省といたし、

の説明も行ないたいか どうか (3) 日本政府
援助が 増額した。行政費的負担も 支出する

ようにするに鑑み、沖縄援助全体のや
り方、目的等について、どう考えべきかを高レベル

レベルで 協定 意思統一してもらう必要があるか
については、この3点を提起し、沖について

議論された。 東郷、山野両局長
まず 第1点について、~~東郷~~ 東郷、米例の

事情を説明して、年々つくしたが、支えぬ困難
な問題である。昨年度の合意は、いわば、精

神地定内 取れど 考えべきである点を主張し
たが、~~東郷~~ 東郷は、「念か出せたい仔
岩佐次長、米例に対し

ら、施政権に固執すべきでなく、施政権を固
執するから援助すべきである、この主張が、
困難な問題ではあるが、形での

ものではないかと述べ、事務レベルでは、たゞ
努力したか困難という話を了解するわけにない

かについて、沖をどうするかは高レベルで
判断してもらうべきかと主張した。

第2点については、同じ話行く、支えぬ、
7月中旬 琉球政府と 1954年度予算案を取り

まておの段階で、改訂と 協定する前に 上野
を求め、大蔵省と合意、意思交換を可能に

と行った。昨年、標準の同じと、琉球の
援助予算合意を流すを改訂すべきではない

かとの話も出た。
第3点については、~~東郷~~ 東郷は、迅速に備え
岩佐次長

格差是正のため援助する目的は、要論
 はないが、そのためには、これらは、現在の
 ように思っているに出してくる言わぬこと
 になるのかどうか、さらに行政自体にたつ
 ぐしく方向があるか、さらに進んで、現金で
 一定額交付し、支出の面でも指導するとい
 う方針があるのか、また、現在のよう、各
 種制度、公共施設等に直接援助して、それが
 形の上で、本土とどう違うにしようか、
 さらに、経済効果の高い援助の仕方として
 全体の経済水準が同じな結果、制度等を整
 備するなどの形があるのか、
 題、等がある。これらは、埼玉県に於いて
 して、政府部門とさらに協定しようとする

とき、特に、沈滞の緩和、社会保障制度
 等の内容をさらに日本政府が指導すべき
 ではないか、一定額を交付する方が一番
 有利なことはないか等々を述べた。
 これに対し、東郷局長より、施設権内
 題のものが流動的であり、これらは、今後
 半例がその施設権は形骸のみならず、
 せいぜいそとにやる。予算漏れとの関係
 1. 半例が施設権を精進して、
 これらは、外務省として、一設案として
 述べた。

執
無期限

進條外務省

北米局長

参事官

北米課長

日政援助に因り大蔵省。

特選局に了解事項

昭和42.9.7.

米北

9A60)

特選局総務課長より。北米課長に付し。先づ往々
大蔵省と交渉の結果。標記の了解事項案にて

別添の案を待たせ。特選局に付は。これを了承
せしむ。外務省にて異議がなしかば

照会致した。

別添案に付は。当初案より相当改善をせしめし。

これを了承し差し返すことと思われし。先づ旨連絡
するに付し。

特選局長に贈る挨拶状と口書要旨

1 1969会計年度におけるソウソク入法改正結果不成立に伴って不足財源及び1968会計年度におけるソウソク入法改正結果が不成立になった場合における不足財源にかんじ、貴総務府といたしましてはこれを補てんする考えであります。

2 日本援助費にソウソク入法改正は「琉球諸島に對する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会」の設置に関する日本政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文、本援助の規定に基づき行なわれるものでありますことにかんじ、次回の日米協議委員会において特に日本政府援助願望、日米協議委員会における米側から提示される米國援助願望及び考慮を十分決定されるものあり、また日本政府といたしましては對沖總援助願望の増額にソウソク入重大な関心を有し、ソウソク入を公式に提案し、米側の對沖總援助願望の増額に、ソウソク入法の改訂を強く希望し、

その実現に努むる。

なお、この場合における米國援助の増額については、

1968会計年度(昭和42年度)に於ける70億円の限度額を引き上げ及び19.500万円の實現を云々とし、1969会計年度(昭和43年度)に於ける米國援助額の引き上げ(19.500万円を更に引き上げる)を云うものとする。

3 条件付の項目(生活保護及び児童福祉費)については、この概算書に締結することとするが、その実施にあつては、今後米國援助の増額状況を勘案することとする。

昭和42会計年度における琉球諸島に対する援助金に関する覚書

(目的)

1 琉球諸島の住民の安寧と福祉及び経済発展を促進させるための援助とを之のため、日本国政府総理府

(以下「総理府」という。)は、昭和42会計年度(昭和42年4月1日から昭和43年3月31日まで)において

42会計年度の範囲

6,744,457,000円の金額の範囲内の援助金を、この覚書の一部となっている別添付表に定める区分に

従って、琉球諸島米国民政府(以下「米国民政府」という。)を通じて琉球政府に供与する。なお

付表の昭和43会計年度(昭和43年4月1日から昭和44年3月31日まで)計画金の範囲内の金額は

原則として

その金額について日本国政府支出予算が成立することを条件として、昭和43年4月1日から同年6月30日

までの間において、総理府から琉球政府に供与されることを予定される。

(定義)

2 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

a 事業項目 付表に定める援助金の各項目をいう。

b 事業細目 事業項目の細目で、原則として琉球政府が契約の単位とするものをいう。

実行計画の種類

(通貨の種類)

3 援助金は、日本国政府から琉球政府の非居住者自由円基定に貸記の方法により供与する。

(実行計画)

4 琉球政府は、総理府に対する事業計画の事前同意を求め、前に、実行計画を作成し、米国民政府を通じて総理府に送付するものとする。

実行計画には、事業項目及び事業細目ごとに、附表の総額に係る総事業費及びその年度別、実施地別、

援助金の請求計画、着手予定年月日及び完了予定年月日並びに総理府から事業計画に対する事業^前同意及び援助金の支払に必要な準備を行なうために必要なその他の事項を記載するものとする。

(事業計画)

5 琉球政府は、実行計画に記載した事業を実施しようとするときは、事業細目ごとに附表の総額に係る事業計画を作成し、同事業計画に対し、米国民政府を通じて総理府の事前同意を求め、送付するものとする。

事業計画には、場所、目的及び内容、見積価格、着手及び完了予定の年月日その他必要な事項を記載するものとする。

5-2 総理府が前項の規定により事前同意を求められた場合は、付表の昭和42会計年度計画分の金額に係る事業計画に対してのみ同意するものとする。
琉球政府は、事業計画が総理府によって同意された後に、同事業計画を実施に移すものとする。

(援助金の交付) 事業計画に基づき

6 援助金は、前項の規定により同意された事業が満足に完了した旨の第11項の完了報告書が総理府

に送付された後に、琉球政府に対して交付されるものとする。ただし、概算払を行なうことが

できる。 (42,43の両年度にわたる概算払については、総理府は42年度の同定のみで行なう。ただし、同定の前年度は、昭和42年度の同定のみで行なう。昭和43年度の同定は、昭和42年度の同定に基づき行なう。)

(援助金の繰越)

7 付表の昭和42会計年度計画分の金額に係る援助金は、原則として琉球政府により昭和42

会計年度内において使用されるものとする。ただし、昭和42会計年度内に使用されなかった援助金

については、これらの援助金が昭和43会計年度中に使用されることのできるよう、日本国の

関係法令に基づいて必要措置がとられるものとする。

(交付の条件)

8 援助金は、第5項に基づいて総理府の同意を得た事業計画に従って使用される場合は、

たらない。

オ5項に基づいて総理府の同意を得た事業計画に変更の必要が生じた場合は、琉球政府は、オ5項に定めると同様の方法によって総理府の事前同意を求めなければならない。ただし、その変更が軽微な変更である場合はこの限りではない。

(進捗状況の報告)

9 琉球政府は、総理府によって資金と交付された援助事業の進捗状況について、四半期報告書を米国民政府に提出するものとする。

同報告書は、米国民政府を通じて総理府に送付されるものとする。

(援助金の誤用)

10 援助金が、事業の本来の目的に従って使用されていない場合又はこの覚書の条件に違反して使用された場合は、総理府は、米国民政府を通じて琉球政府に対し、その誤用の是正を勧告し

又は援助金の一部若しくは全部の返還を求めることができ、

10-2 琉球政府は、前項の規定により、援助金の誤用について是正の勧告を受け又は援助金の~~全部~~又は~~一部~~について返還を求められた場合には、是正又は返還の措置をとらなければならない。

事業

(完了の報告)

11 琉球政府は、第5-2項の規定により、同意された事業計画に基づき、事業の全部が完了したときは、その完了報告書を米国民政府に提出するものとする。

同報告書は、総理府に転送されるものとする。

琉球政府の会計検査院による事業の検査報告書は、同様の方法により、後可及的すみやかに提出されるものとする。

(会計検査)

12 総理府は、この覚書の条件に基づいて資金を交付した事業の完了及び援助金の適正な支出を確認するため、職員を派遣することができる。

同職員は、総理府及び米国民政府によって同意された条件に従って、一部又はすべての事業計画についての完了報告書が総理府に送付された後に派遣されるものとする。

(意図された目的のための器材の使用)

13 援助金によって調達された器材及び施設は、琉球政府から提出された計画に掲げられた

目的を果すために使用されるものとする。

(覚書の修正)

14 この覚書の規定に修正の必要が生じたときは、総理府、米国民政府及び琉球政府の合意によってその修正を決定するものとする。

15 14項に基づき、総理府が附表に掲げる項目、金額及び事業要日に異動を生じ、結果とばる事業計画に同意したときは、同意した事業計画に対応するように附表の修正が行なわれたものとする。14項に基づき、事業計画の変更が行なわれた場合も同様とする。

(覚書の効力)

16 この覚書は、琉球政府がこれについて米国民政府の承認を得た日から効力を発する。

附 則

(覚書実施上の細目)

17 この覚書の実施のために必要と認められる細目については、総理府、米国民政府及び琉球政府の合意により決定されるものとする。

(公立義務教育諸学校教職員給与に関する特例)

2 「昭和42年5月及び6月分の公立義務教育諸学校教職員給与費に對する援助金に關する覚書(昭和42年7月31日)」に基づいて琉球政府に對して

供与された援助金は、この覚書に基づいて供与されたものとする。

(1968年度は42.56%程度) 2/21/68
×21.1%の

総 理 府

署名 欄

付表

日本国政府对琉球諸島援助金

(単位 千円)

項目番号	項目	金額			事業要目
		昭和42会計年度計画分	昭和43会計年度計画分	総額	
(1)	義務教育諸学校教職員給与	2,462,969	515,811	2,978,780	公立義務教育諸学校(小・中学校 盲ろう学校、養護学校) 教職員の昭和42年5月から昭和43年6月までの給与。 昭和42年5月から昭和43年3月までの給与は昭和42会計年度計画分 昭和43年4月から昭和43年6月までの給与は昭和43会計年度計画分
(2)-1	公立小中学校体育施設	22,385	11,737	34,122	屋内運動場及び水泳プールの建設。
(2)-B	公立小中学校普通教室等	271,466	116,042	387,508	普通教室、特別教室、管理室及び入居地教員住宅の建設。
(2)-C	特殊学校施設	13,989	6,995	20,984	肢体不自由児養護学校、精神薄弱児養護学校、盲学校及びろう学校の普通教室及び特別教室(精神薄弱児養護学校のみ)の建設。
(3)	学校備品	89,983	0	89,983	視聴覚備品(小・中学校及び特殊学校用)、理科教育備品(小・中学校及び高等学校用)及び家庭科備品(小・中学校用)の購入。
(4)	学校図書館図書	23,662	0	23,662	小・中学校、特殊学校及び高等学校の図書館図書整備。
(5)	義務教育諸学校教科書無償給与	1,08,580	159,860	268,440	1967学年度における小・中学校及び盲学校の前後期用教科書(昭和42会計年度計画分)並びに1968学年度における小・中学校盲学校の前期用及び中学校の(全期用教科書(昭和43会計年度計画分)の無償給与。
(8)-1	琉球大学図書	7,200	0	7,200	琉球大学の図書購入。
(9)	育英奨学事業	65,000	0	65,000	高校生及び大学生に対する特別奨学資金の貸付。
総 理 府					

項目番号	項目	金額			事業要目
		昭和42会計年度計画分	昭和43会計年度計画分	総額	
(22)-3	青年及び婦人本土教育研究活動	1,027	0	1,027	青年及び婦人の本土における教育研究活動のための旅費。
(24)	教育研修センター	26,415	11,321	37,736	教育研修センターの建物の建設及び設備の整備。
(25)	体育関係全国大会参加	2,000	0	2,000	本土における全国高等学校体育大会、国民体育大会及び全国青年体育大会に参加する選手団の経費。
(19)	公務員退職年金	140,000	60,000	200,000	公務員退職年金制度運営のための財政基盤の整備。
(20)	医療保険	60,000	30,000	90,000	医療保険制度運営のための財政基盤の整備。
(21)	高齢福祉年金	111,840	55,920	167,760	昭和42年7月から昭和42年12月まで(昭和42会計年度計画分)及び昭和43年1月から昭和43年3月まで(昭和43会計年度計画分)における高齢福祉年金の給付費。
(22)	生活保護事業	338,392	112,798	451,190	生活扶助基準を13%引き上げ後の125月分の扶助費。昭和42年7月から昭和43年3月までの扶助費は昭和42会計年度計画分、昭和43年4月から昭和43年6月までの扶助費は昭和43会計年度計画分。
(23)	児童福祉施設	21,524	9,225	30,749	保育所6ヶ所の建設及び備品の整備。
(24)-1	児童保護措置	85,331	2,777	87,108	保育に欠ける児童、保護者のいない児童、精神薄弱児及び肢体不自由児を保育所養護施設、精神薄弱児施設及び肢体不自由児施設に収容又は通園保護するため、必要となる車務費、入院治療費、飲食物費、教育費及び訓練費等。
(24)-2-1	特殊疾患児童育成	870	0	870	昭和42年7月から昭和43年3月までの経費は昭和42会計年度計画分、昭和43年4月から昭和43年6月までの経費は昭和43会計年度計画分。特殊疾患児童を本土の医療機関に収容治療するための医療費。

項目番号	項目	金額		総額	事業要目
		昭和42会計年度計画分	昭和43会計年度計画分		
(27)-1	結核療養所備品	10,800	0	10,800	備品購入。
(27)-2	不リヤ対策	10,800	0	10,800	器材、医薬品及び消耗品の購入。
(27)-3	精神病医薬品	12,677	0	12,677	医薬品購入。
(27)-4	医学図書館図書	7,200	0	7,200	図書購入。
(27)-5	那覇病院外棟	72,000	0	72,000	一般施設備品及び医療備品の整備。
(28)	清掃施設	33,600	14,400	48,000	那覇市のゴミ焼却装置(50トン型、2基)の整備 2年計画の第1年次。
(29)	癩患者医薬品	2,520	0	2,520	医薬品等の購入。
(30)-A	結核患者等本土収容治療	10,789	0	10,789	本土収容結核患者等の渡航費。
(31)	精神衛生対策	71,446	30,482	121,928	精神障害者措置入院費。 昭和42年7月から昭和43年3月までの経費は昭和42会計年度計画分。 昭和43年4月から昭和43年6月までの経費は昭和43会計年度計画分。
(32)-A	原爆被爆者対策	3,801	1,267	5,068	健康診断費、医療費、治療手当等及び本土収容患者の渡航費。
(34)-A	結核検診強化	6,408	0	6,408	X線自動車及びその他検診用器材の購入。
(37)	沖縄青少年交流会館	5,363	2,298	7,661	沖縄と東海道地区に渡来する青少年に一時宿泊の便宜 を図り、また同地区に就労する沖縄青少年の生活指導 及び憩いの場とするため、静岡県浜松市に会館を建設す。
(38)-1	道路整備	113,400	48,600	162,000	中岡橋取付道路及び浦内橋建設(2年計画の第1 年次)
(39)-2	農業施設	42,687	18,294	60,981	同頭村並外21ヶ所の農道建設。
(41)	護岸施設	102,766	44,022	146,788	同頭村並外10ヶ所の護岸建設。

総 理 府

項目番号	項目	金額			事業要目
		昭和42会計年度計画分	昭和43会計年度計画分	総額	
(42)	港湾施設	1,26,806	54,326	1,81,152	平良港 浚渫 白浜港 物揚場 岸壁 その他。
(43)	公営住宅	85,939	28,260	1,14,199	71種公営住宅96戸及び2種公営住宅94戸の建築費。
(44)	気象観測設備	95,601	40,972	1,36,573	マシロ空一ノ瀬用線路上、気象観測用備品購入及び 石垣島レーダー施設建設。
(46)	灯台新設及び改修	20,573	8,817	29,390	鳩間島灯台 波照間島灯台及び水納島灯台の改修並びに 瀬崎岬灯台の新設。
(47)	農山漁村電気導入	25,626	10,983	36,609	竹富町及び石垣島への電気導入。
(48)(57)-2	治水治水	74,264	31,828	1,06,092	石防ダム 山腹工事 河川改修及びその他の治水治水工事。
(49)	土地改良	96,970	41,558	1,38,528	政府営(羽地村西部)及び組合営(国頭村半地外9ヶ 所)の土地改良事業。
(50)	農漁業融通資金	310,000	100,000	410,000	農林漁業中央金庫への出資金 360,000 (昭和42会計年度 計画分 272,500, 昭和43会計年度計画分 87,500) 及び 漁船建造資金融通特別会計繰入 50,000 (昭和42 会計年度計画分 37,500, 昭和43会計年度計画分 12,500)。
(51)	臨時糖業振興助成	300,000	0	300,000	沖縄糖業振興のための臨時的措置として、琉球政 府の製糖会社に配分する。
(52)	中小企業融通資金	70,000	20,000	90,000	大衆金融公庫への出資金。
(53)	資金運用部資金	0	300,000	300,000	資金運用部資金繰入。
(54)	農業試験研究施設	18,614	0	18,614	農業試験場の施設及び備品の整備。
(55)	種畜生産及び家畜試験研究	17,755	0	17,755	畜産試験場の備品整備及び家畜衛生試験場の施設備品の整備。

総 理 府

項目番号	項目	金額			事業項目
		昭和42年度予算額	昭和42年度決算額	総額	
(56)	家畜改良増殖	54,480	0	54,480	種畜購入及び模範牧場建設調査費。
(57)-1	森林開発	31,080	13,320	44,400	官有林造林、民有林造林補助、保安林造成改良、人工下種及び農地防風林造成。
(58)	漁港整備	63,005	27,100	90,107	池向港 浚渫及び防波堤 糸満港 浚渫
(59)	水産資源調査	27,823	0	27,823	深海調査船「よみうり号」による沖繩近海の水産資源調査。
(60)	海岸無線局	26,384	11,300	37,684	局舎、空中線鉄塔の建設及び備品の整備。
(63)	裁判所庁舎	70,000	30,000	100,000	裁判所庁舎主体構造部建設費、2年計画の才/年次。
(64)	移住振興	1,531	0	1,531	指導費、現地調査費、移住家族会協力活動費、海外移住協議会費及び市町村職員等研修費。
	通常援助費小計	5,840,283	1,922,563	7,762,846	
DR1	一般住宅建設資金	405,000	135,000	540,000	昭和41年9月18号台風(第2宮古島台風)による被害 ^害 に ^害 対 ^害 応 ^害 として、被災者に住宅建設資金を融資するため、災害復興住宅資金融通特別会計に繰入る資金。
DR2	農林漁業資金	180,000	0	180,000	資金運用部資金の原資に繰入って農林漁業中央金庫に融資する。
DR3	中小企業資金	90,000	0	90,000	資金運用部資金の原資に繰入って大衆金融公庫に融資する。
DR4	学校施設	122,653	0	122,653	第2宮古島台風による公立小中学校、盲学校及び政府立高等学校の被災施設の復旧。
DR5	護岸施設	53,449	0	53,449	第2宮古島台風により全半壊した護岸施設(平良町島尻外3ヶ所)の復旧。

総 理 府

4

項目番号	項目	金額			事業要目
		昭和三十九年度	昭和三十八年度	総額	
DR6	港湾施設	25,920	0	25,920	第2宮古島台風により欠損した旭向港突堤の復旧。
DR7	公営住宅	27,152	11,636	38,788	第2種公営住宅74戸の建築費。
	台風災害復旧援助費小計	904,174	146,636	1,050,810	
	合計	6,744,257	2,135,199	8,879,456	

(注) 上記各項目の援助金には、各事業完了後の運営費及び経常費を含まない。

物品の購入に関するトキنگペーパー

日本国の援助金によって実施される事業に必要な物品の購入については、外国商品に対して琉球及び日本国の商品の価格及び品質が対抗できる場合には、同商品に優先権と与える。

オ14項に関するトキングペーパー

オ14項の(意図された目的のための器材の使用)には、援助金によって取得された器材、施設を正当な理由なしで、他に譲渡し、貸し付け交換し又は担保に供する様な行為をしてはならないことを含むものと解する。

育英奨学事業(項目番号9)に関するトキングペーパー

奨学資金は琉球に於ける大学及び高等学校に在学者で特に優秀でありながら、経済的に修学困難者に対する学資貸与の資金として、次の区分に従って琉球政府を通じ、琉球育英会で使用する。1. 大学(全学年) 58,000,000円
2. 高等学校(全学年) 27,000,000円
なお貸与月額額は、高校生徒については原則として3,000円、大学学生については、自宅からの通学者に対しては5,000円、自宅以外からの通学者に対しては8,000円とし、この学資貸与金の返還は高校生徒にあつては貸与期間1月について1,500円、大学学生にあつては貸与期間1月について3,000円を年賦の方法により、学校卒業後20年以内に返還するかは残額を免除するものとして実施されることを期待する。

昭和41会計年度の覚書と昭和42会計年度の覚書案との比較表

昭和41会計年度の覚書	昭和42会計年度の覚書案	修正の理由
(目的)	(目的)	
1	1 一 前記 付表の昭和43会計年度(昭和43年4月1日から昭和44年3月31日まで) 計画分の範囲内の金額は、その金額について日本国政府歳出予算が成立することを条件として、原則として昭和43年4月1日から同年6月30日までの間において、総理府から琉球政府に供与されることと予定される。	付表の昭和43会計年度計画分の金額は、日本国政府歳出予算が成立することを条件として、原則として琉球政府の1968会計年度中に援助される予定のものであることを明確にするために追加する。
(定義)	(定義)	
2	2	
c 実行計画 事業項目及び事業細目 こと、総事業費及び その負担割合、援助金の 請求計画、着手予定年月日 及び完了予定年月日、昭和 41会計年度内に完了しない 事業項目についてはその 理由、及び事業計画送付 予定年月等を記載した ものをいう。	削る	実行計画への記載事項は、4(実行計画)の規定中に定めるのが適当であり、同規定に定めらるゝので、実行計画の定義を置く必要がなかつた。

昭和41会計年度の覚書	昭和42会計年度の覚書条	修正の理由
<p>d 事業計画 各事業項目について事業細目別に区分して場所目的及び内容見積価格着手予定年月日及び完了予定年月日を記載したものをいう。</p>	<p>削る</p>	<p>事業計画への記載事項は5(事業計画)の規定中に定めるのが適当であり同規定に定められて事業計画の定義を置く必要がなくなった。</p>
<p>e 概算払 事業項目の事業が完了する前に当該事業項目の援助金の一部又は全部を支払う支払方法をいう。</p>	<p>削る</p>	<p>概算払は昭和41年会計年度の援助金と同様の方法で行なわれるのでありまた概算払の意味については総理府及び琉球政府において明確であるから定義を置く必要がない。</p>
<p>(実行計画)</p>	<p>(実行計画)</p>	
<p>× ----- 米国民政府を通じて総理府に送付し総理府は同実行計画に基づいて事業計画に対する事前同意及び援助金の支払いに必要な準備を行なうものとする。</p>	<p>× ----- 米国民政府を通じて総理府に送付するものとする。</p>	<p>前年度の覚書の下線部分については実行計画作成の趣旨から当然の規定であるので削る。</p>
	<p>実行計画には、事業項目及び事業細目ごとに付表の総額に係る総事業費及びその年度区分負担区分、援助金の請求計画、着手予定年月日及び完了予定年月日並びに総理府が事業計画に対する事前同意及び援助金の支払に必要な準備を行なうため</p>	<p>実行計画の定義と削ったのに伴い、実行計画への記載事項を定めるために追加した。</p>

昭和41会計年度の算書	昭和42会計年度の算書案	修正の理由
	に必要なるその他の事項を記載するものとする。	
(事業計画)	(事業計画)	
5 琉球政府は事業計画を作成し	5 琉球政府は実行計画に記載した事業を実施しようとするときは、事業細目ごと付表の総額に係る事業計画を作成し 事業計画には、場所、目的及び内容、見積価格、着手及び完了予定の年月日その他必要なる事項を記載するものとする。	* (2) 事業計画の定義を削つたのに伴い、事業計画への記載事項を定めるために、(1)付表の昭和43会計年度計画分の金額は、昭和43会計年度に援助される予定の如くあるが、総額と各年度計画分の金額は全体と部分の関係にあり、その部分に、とに事業計画を作成するときは、事業の実施に支障が生じるので、事業計画は総額に係るものを作成すべきことを明らかにするために追加する。
	5-2 総理府が前項の規定により事前同意を求められた場合は、付表の昭和42会計年度計画分の金額に係る事業計画に対してのみ同意するものとする。	付表の昭和42会計年度計画分の金額については、日本国政府の歳入予算が成立してはなから、その部分に係る事業計画を総理府は同意できない。したがって、同意は昭和42会計年度計画分の事業計画に対して与えられるものであることを明らかにするために追加する。

昭和41会計年度の覚書	昭和42会計年度の覚書案	修正の理由
(技術専門家の派遣) 10 援助金によって行なわれる事業に關し、総理府は、琉球政府の要請があり、かつ、米国民政府によって承認されたときは、特定の事業計画における必要は技術指導を行なうため、関係当局の専門家を派遣することとする。	削る	(1) この覚書は援助金の予算執行手続を定め、その目的とするものであり、また(2)の規定を置かなくとも、この規定の趣旨とするものは実行されることであるから、この規定を置く必要はない。 なお、この規定を削るに伴い、以下の規定は1項づつ繰上けられることとなる。
(援助金の誤用) 11	(援助金の誤用) 10 10-2 琉球政府は、前項の規定により、援助金の誤用について報告を受け、又は援助金の全部又は一部について返還を求められた場合には、是正又は返還の措置をとらなければならない。	総理府が是正又は返還を求めた場合は、琉球政府はこれに応じなければならないことと明らかならざるため、追加する。
(会計検査) 13 同取組員は、総理府、米国民政府及び琉球政府によって同意された条件に従って……	(会計検査) 12 同取組員は、総理府及び米国民政府によって同意された条件に従って……	琉球政府は、援助を受け、以上援助金に關する会計検査を受けるのは当然であるから、検査の条件の協議に参加する必要はない。
(完了の報告) 12 琉球政府は、事業項目の事業のすべてが完了した場合は、……	(事業完了の報告) 11 琉球政府は、第5-2項の規定により、同意された事業計画に基づく事業の全部が完了したときは、……	完了報告書は、承認された事業計画に基づいて作成提出されるものであることを明らかにするために修正する。

昭和41会計年度の覚書	昭和42会計年度の覚書案	修正の理由
(意図した目的のための器材の使用)	(意図した目的のための器材の使用)	
<p>14 援助金によって調達された器材及び施設に用いては、これらに対する完全かつ明確な所有権が琉球政府に帰属することを要する。ただし、当該器材及び施設は琉球政府から提出されている計画に掲げられた目的を果すために使用されるものとす。</p>	<p>13 援助金によって調達された器材及び施設は、琉球政府から提出されている計画に掲げられた目的を果すために使用されるものとす。</p>	<p>援助金によって調達された器材及び施設の所有権に關しては「日本国政府及び合衆国政府との間と特に別段の合意を行なう場合を除くほか、琉球政府に帰属する。」(琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文(昭和39年4月25日))とになってい^た。この^{ため}、^{昭和41年}の覚書に所有権に關する規定を置く必要はない。このため、前年度覚書第14項の本文は削り、ただし書の規定を本年度覚書の本文とする。</p>
附 則	附 則	
(公立義務教育諸学校教職員給与に關する特別)	(公立義務教育諸学校教職員給与に關する特別)	
	<p>2 「昭和42年5月及び6月の公立義務教育諸学校教職員給与費に対する援助金に關する覚書(昭和42年7月31日)」に基づいて琉球政府に対して供与された援助金は、この覚書に基づいて供与されたものとす。</p>	<p>この規定を追加する。</p>